

- 防衛大臣の決裁、防衛副大臣の代決、防衛事務次官の専決及び代決並びに防衛省本省の内部部局における専決及び代決並びに防衛装備庁長官の専決に関する訓令（昭和35年防衛庁訓令第5号）新旧対照表（附則第4条関係）

（下線部分は今回改正部分）

改 正 案		現 行	
別表第3（第5条関係） 4 人事教育局長専決事項		別表第3（第5条関係） 4 人事教育局長専決事項	
所掌する課等	専 決 事 項	所掌する課等	専 決 事 項
人事計画・補 任課	(1)～(27) (略) (28) <u>選考による自衛官の採用の 基準に関する訓令（平成29 年防衛省訓令第 号）第2 条第2項の規定に基づく承認 に関すること。</u> (29) (略)	人事計画・補 任課	(1)～(27) (略) (28) <u>自衛官の採用の基準に関す る訓令（昭和30年防衛庁内 訓第1号）第2条の規定に基 づく承認に関すること。</u> (29) (略)

- 自衛官の育児休業に伴う任期付採用に関する訓令（平成19年防衛省訓令第156号）新旧対照表（附則第5条関係）

（下線部分は今回改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（<u>選考による自衛官の採用の基準に関する訓令等の適用除外</u>）</p> <p>第12条 <u>選考による自衛官の採用の基準に関する訓令（平成29年防衛省訓令第 号）</u>及び元自衛官の再任用に関する訓令（昭和37年防衛庁訓令第59号）の規定は、任期付自衛官については適用しない。</p>	<p>（<u>自衛官の採用の基準に関する訓令等の適用除外</u>）</p> <p>第12条 <u>自衛官の採用の基準に関する訓令（昭和30年防衛庁内訓第1号）</u>及び元自衛官の再任用に関する訓令（昭和37年防衛庁訓令第59号）の規定は、任期付自衛官については適用しない。</p>

○ 防衛省職員の配偶者同行休業に関する訓令（平成26年防衛省訓令第4号）新旧対照表（附則第6条関係）

（下線部分は今回改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（<u>選考による自衛官の採用の基準に関する訓令等の適用除外</u>）</p> <p>第13条 <u>選考による自衛官の採用の基準に関する訓令（平成29年防衛省訓令第 号）</u>及び元自衛官の再任用に関する訓令（昭和37年防衛庁訓令第59号）の規定は、任期付自衛官については適用しない。</p>	<p>（<u>自衛官の採用の基準に関する訓令等の適用除外</u>）</p> <p>第13条 <u>自衛官の採用の基準に関する訓令（昭和30年防衛庁内訓第1号）</u>及び元自衛官の再任用に関する訓令（昭和37年防衛庁訓令第59号）の規定は、任期付自衛官については適用しない。</p>